

山口市議会における非常時対応指針（説明付）

令和3年3月18日

山口市議会

【説明】 地震や台風等の災害の発生や感染症の流行又はそのおそれがある場合などの非常時における議会としての対応を明確にするための指針であることを明らかにするため、名称を「山口市議会における非常時対応指針」としています。

1 本指針の目的

非常時における議会及び議員等の対応指針を定めることにより、非常時においても二元代表制の一翼を担う議会の機能維持を図り、もって、被害の拡大防止や被災者支援、災害の早期復旧等に資することを目的とする。

【説明】 議事・議決機関としての議会機能を非常時においても維持し続けるために、議会や議員等の対応指針を定めることにより、非常事態への対応や早期復旧等に資することを目的としています。

2 本指針の発動基準

市災害対策本部等（新型インフルエンザ等対策本部等の同様の組織を含む）の設置状況を踏まえた上で、本指針に基づく対応の発動について議長が判断する。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次の順位により発動の判断を行う。

①副議長 ②議会運営委員長 ③議会運営副委員長

【説明】 災害発生前から市災害対策本部等が設置される場合もあることなどから、執行部の体制に応じた自動設置とはせず、執行部の体制や被災状況等に応じて、議長が発動を判断する取り扱いとしています。

3 非常時における基本的考え方

議事・議決機関としての機能維持を優先した上で、執行部との連絡体制を確立するとともに、執行部が非常時対応に専念できるように配慮する。

なお、非常時における本会議や委員会等の会議運営の対応については、議会運営委員会において行う。

【説明】 非常時においても議事・議決機関としての機能維持を優先するためにどのように対応すべきかを定めるとともに、執行部との連絡体制を確立することとしています。また、非常時対応に執行部が専念できるように配慮することを明示しています。

なお、非常時における本会議や委員会等の会議運営の対応については、これまで通り議会運営委員会において行うこととし、本指針においては具体的な対応を記載しないこととしています。

4 非常時対応組織

(1) 組織

非常時においても議会の機能維持を図るとともに、議会としての情報収集及び意見集約等を図るための組織として、議長による本指針の発動に基づき「山口市議会非常事態対策会議（以下、「対策会議」という。）」を設置する。

(2) 構成

対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、同副委員長及び各会派代表者等をもって構成し、状況に応じ、関係議員を加えることができるものとする。なお、各会派代表者に事故があるとき、又は各会派代表者が欠けたときは、その所属する会派から代理者が出席する。

(3) 会議

議長は対策会議を代表し、その事務を総括する。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次の順位により、議長の職務を代理する。

①副議長 ②議会運営委員長 ③議会運営副委員長

(4) その他

会議の開催に当たっては、状況に応じ、ビデオ会議システムを活用することとし、この場合における、出席方法については、各会派の判断によるものとする。

【説明】 市の災害対策本部等に対応する議会内の会議体として、「山口市議会非常事態対策会議」を設置し、情報収集や意見集約を行うことを記載しています。

対策会議の構成員は、議長、副議長、議会運営委員会正・副委員長、各会派代表者（一人会派及び代理含む）とし、他に被災地域に居住する議員等を加えることも可能とする旨を記載しています。

また、対策会議における議長、副議長、議会運営委員会正・副委員長の職務について記載しています。

なお、会議については、参集しての開催を基本としていますが、災害等の状況により、構成員（代理含む）の参集が困難な場合や、会議自体を参集して開催できない場合等には、ビデオ会議システムの活用も想定しており、その際の各会派代表者等の出席方法を記載しています（ビデオ会議システムを活用する場合、会派代表者のビデオ会議システムによる出席とするのか、代理者による出席とするのかを各会派の判断によるものとしています。ただし、会議を主宰する者については、ビデオ会議システムでの出席とはせず、職務を代理する者が参集し対応することを基本としています）。

5 非常時における議会、議員及び市議会事務局の対応

(1) 議会（議長及び対策会議）の対応

ア 全議員の安否確認

イ 対策会議の設置

ウ 議員から提供された情報等について、対策会議を通じて、市災害対策本部等へ提供

エ 市災害対策本部等からの情報等について、対策会議を通じて、全議員へ提供

オ 執行部及び国等への要望活動

【説明】 非常時において、議会（議長及び対策会議）として取るべき対応について記載しています。

まず、議会の機能維持を図るために最も重要となる議会の構成員である議員の安否確認を行うことや、非常時における議会の司令塔となる対策会議の設置について記載しています。

次に、議員と執行部の情報伝達については対策会議を通じて行うこと、時機を捉えた上での執行部及び国等への要望活動についても記載しています。

(2) 議員の対応

ア 市議会事務局へ安否及び被災状況の報告

- イ 市議会事務局との連絡体制の確立
- ウ 議会活動を優先した上での地域における支援活動等への協力
- エ 執行部への要望等の対策会議への一元化（緊急時を除く）

【説明】 非常時において、議員が取るべき対応について記載しています。

まず、議会の構成員である議員の安否確認及び被災状況を市議会事務局に連絡するとともに、市議会事務局との連絡体制を確立することを記載しています。

次に、議会活動は優先した上での地域での支援活動等への協力を行うことにより、市民からの情報収集や市の支援情報等を市民へ提供することを記載しています。なお、地域での支援活動等を円滑に実施できるよう、地域の各種団体（自治会、地域づくり協議会、消防団等）の要職に就いている議員においては、日ごろから、その要職にある団体と非常時等における体制等について協議し、特に非常時においては、議会活動を優先できるよう備えておくことを求めています。

加えて、議員個人が直接執行部へ要望等を伝達することは、緊急時を除き、極力行わずに、執行部への要望等は対策会議を通じて行うことを記載しています。

（3）市議会事務局の対応

- ア 議員及び市議会事務局職員の安否確認と議長への報告
- イ 対策会議の運営補助
- ウ 市災害対策本部等との連絡体制の確立
- エ 市災害対策本部等の会議概要等を全議員へ報告
- オ 議会開催に向けた代替施設や電源等の確保

【説明】 非常時において、市議会事務局が取るべき対応について記載しています。

まず、議会の構成員である議員及び市議会事務局職員の安否確認を行い、議長への報告を行うことを記載しています。

次に、市災害対策本部等との連絡体制を確立した上で、会議概要等を全議員へ報告することを記載しています。

また、議会の開催に向けて、被災状況等に応じた代替施設や電源等の確保を行うことを記載しています。

6 その他

議員間及び市議会事務局等との連絡手段及び情報提供等のためのツールとして、タブレット端末の積極活用を図る。

【説明】 非常時においては、情報通信機器を効果的に活用する必要があることから、平成31年1月に全議員へ貸与したタブレット端末を積極活用し、情報共有の迅速化や効率化を図ることを記載しています。

具体的には、次のような活用が想定されますが、平時からマニュアルの作成や訓練の実施等が必要になるものと考えられます。

【活用例】

- ・ 各種情報のサイドボックスへの掲載
- ・ 安否確認でのインサークルの利用
- ・ 対策会議でのビデオ会議システムの活用（遠隔での参加）
- ・ 被災情報等の画像データのメール送信